六　工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

2～4　［略］

第七条　［略］

［略］	最低修得単位数			
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［略］				

備考

一～四　［略］

五　前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

2～7　［略］

第九条　［略］

第一欄	最低修得単位数				
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
［略］					

備考

一～三　［略］

三の二　前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

四～八　［略］

第六十一条の五　［略］

一、二　［略］

三　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育委施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四～七　［略］

第六十七条　［略］

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］

六　工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

2～4　［略］

第七条　［略］

［略］	最低修得単位数			
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［略］				

備考

一～四　［略］

［号を加える。］

2～7　［略］

第九条　［略］

第一欄	最低修得単位数				
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
［略］					

備考

一～三　［略］

［号を加える。］

四～八　［略］

第六十一条の五　［略］

一、二　［略］

三　海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育委施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四～七　［略］

第六十七条　［略］

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］